

# 会報

第 118 号

国立大学協会

昭和 62 年 11 月

(第37卷第4号 通卷第118号)

# 会報

第118号

11  
月号

国立大学協会事務局

●エッセー

地方大学の時代は来るか

富山医科薬科大学長 佐々 学 5

事業報告

諸会議議事要録（昭和62年7月～9月）

第2常置委員会(7.9) 11

中国帰国子女入学者特別選抜に関する厚生省からの申し入れについて  
二段階選抜の緩和について  
補欠（追加）合格者決定業務上の問題について  
昭和63年度第2次試験の実施要領等に関する各地区説明会について  
大学入試センターの成績提供について  
昭和64年度以降の国立大学入学者選抜についての検討のすすめ方について  
“新テスト”についての検討状況について

第2常置委員会(9.3) 14

補欠（追加）合格者決定業務上の問題について  
昭和63年度国立大学入学者選抜における留意事項について  
大阪府立大学工学部の入試業務の扱いについて  
二段階選抜における第一段階不合格者数の集計処理について  
大学入試に係る情報提供について  
昭和64年度以降の国立大学入学者選抜について  
“新テスト”について

第3常置委員会(9.16) 16

保健管理センターの問題について  
就職問題について

(第48回)入試改善特別委員会(7.8) 18

“新テスト”について  
昭和64年度以降の国立大学入学者選抜試験の在り方について

(第49回)入試改善特別委員会(8.17) 22

委員の補充等について  
「入試問題連絡会」設置の経緯と入試問題に関する今後の討議のすすめ方について  
国立大学入学者選抜第2次試験実施の諸方策について

---

大学院問題特別委員会(9.28)	24
今後の課題について	
園 諸 会 合 (昭和62年7月～9月末までの開催会議)	26
<hr/>	
要 望 書	
人事院勧告の取り扱いに関する要望書	27
<hr/>	
資 料	
国立大学協会会則	28
<hr/>	
そ の 他	
学長等の異動	35

● 編集後記

## 地方大学の時代は来るか

富山医科薬科大学長 佐々 学

\*

私は大学を卒業してから、東京大学に30年あまり、次いで筑波の研究学園都市に5年あまり、そして東京農大と帝京大学にそれぞれ1年ずつの生活をして、そのあといわゆる地方大学に来てからはや5年半の歳月が過ぎた。

地方大学という言葉が大嫌いだとのたまわれる地方大学の先生がよくおられるが、私はこの表現にむしろ誇りと愛着を覚えるようになった。それほど、地方大学での生活は楽しく充実したものであった。

その証拠に、私の書いた学術論文の厚さが、富山に来てから毎年100頁を超え、時には200頁に達する年もあった。この量は筑波時代の2倍あまり、東京大学の医科学研究所長をしていた時代の10倍以上に相当する。

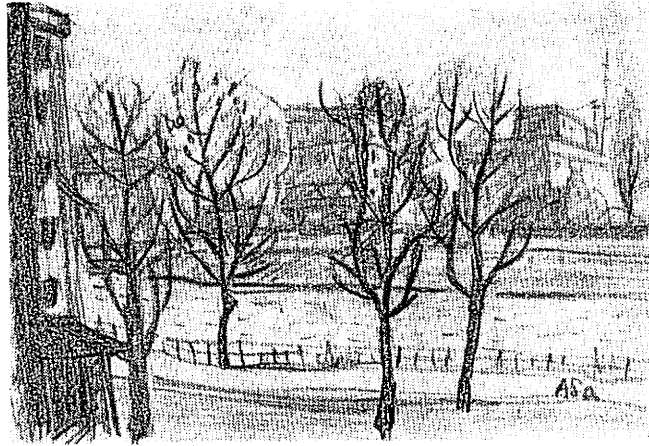
所長や学長をしていながら研究をしたり、論文を書いたりするのはけしからんとおっしゃる教官や事務官もおられるかもしれないが、学長が研究をしてはいけないという規則は私には見当らない。富山に来た始めのころ、学長は学会に出席したり、研究の目的で外国に出張したりしてはいけないと言われたが、今では学会にもよく出かけるし、ソロモン諸島にマラリアの研究所を造りに出かけたときなど、ハリケーンに見舞われて2週間あまりも帰国できなかったが、とくにおとがめも受けずにすんだ。

私は国立公害研究所長の時代にも、いまの学長生活の中でも率先して研究をし、論文を書くことに努めてきたが、その影響もあってか、所内、学内の研究活動は大へん活潑になり、教官たちの国際交流の機会も大へん多くなったと言訳けをすることにしている。もっとも、私がこの大学に赴任してから1週間ほどたっ

て、バドミントンはおろか、テニスくらいできそうな学長室の一角を本箱で仕切り、そのかげに顕微鏡とタイプライターを並べさせてほしいと申出たところ、当時の事務局長が目を丸くされたのを今でも思い出す。やがて、公害研究所時代から続けていたユスリカというくだらない虫の研究を再開して、休日には富山県内のあちこちに採集に出かけたりしたが、今度の学長はなんであんなにつまらない虫どもの研究をしているのか、といった悪口をしばしばささやかれていることを知った。だが、富山に来てから2年目の春に、大学の周辺でこの虫が大発生をしており、その死骸が埃となって飛び散り、これを吸って喘息の発作をおこす患者がたくさん大学病院に来ている、ということを見つけてから、ようやくこの虫の研究も大っぴらにできるようになった。

いや、それどころではない。この虫は大きな湖や汚い川からも沢山発生している。東京の喘息患者の3割以上、びわ湖や霞ヶ浦の周辺などではもっと多くの人々がユスリカ喘息に悩まされているということも分かって、全国的な関心をひくようになった。さらに、アメリカの五大湖や、ヨーロッパの湖などからも大発生しているオウユスリカという種類が強いアレルギー性をもっていることを国際会議でしゃべったところ、アメリカやヨーロッパの学者たちもびっくりして、私にその診断液を送ってくれという手紙が何通も来ることとなった。こんな研究はもちろん私一人でやったのではなく、学内の小児科、内科、衛生学、そして薬学の専門家たちが分担し、共同して明らかにしてくれたのであって、本学の研究者層が厚いことを示すよい例であろう。

ところで、こういう前人未踏の分野の研究を始めようとする、昔は古い大きな大学の図書館に入って、沢山の本や雑誌のなかから関係論文を漁ることがまず



必要であった。また、その研究には特別な器具、器械が必要なことが多く、それも大きな大学でなければ使えないことが多かった。だが、現在ではまったく違う。私はまずこの地方大学の小さな図書館に入って、本をさがす代わりに文献検索のためにそなえられたコンピューターの端末器の前にすわる。そしてユスリカ (CHIRONOMIDAE) とアレルギー (HYPERSENSITIVITY) という二つのキーワードをもつ文献をさがしてもらう。端末は富山にある科学技術情報センターに電話回線につながっていて、市内電話料金で立ちどころにそれに該当する論文の題名、著者名、出典、抄録まで教えてくれる。その中から読みたい論文をひろい出してカードに記入すると、数日後には私の机の上にそのコピーが乗っている。私のさがすような論文が出ている学術誌は大抵日本では1ヶ所か2ヶ所にしかないことが多い。だから、東京大学にいても京都大学にいても同じ条件である。いや、文献検索器の前に行列がないだけに地方大学の方が有利である。

研究用の器材、器具に関しても、中央と地方の大学の格差はほとんどなくなったという感がある。私が以前にいた公害研究所は、情報や化学分析などの器械にはとびぬけて恵まれていたが、富山に来て驚いたことは、電子顕微鏡から核磁気

共鳴装置などにいたるまで、まさかと思うほどいい機器が揃っていることであった。しかも研究者人口が少ないので、中央の大学よりずっとそれらが使い易いのである。それは、本学が医学と薬学の2学科しかなく、それに研究所が付属しているというコンパクトで充実した環境にあるためかもしれない。

地方大学がさらに恵まれていることは、自分の研究に関係のない雑用が中央に比べてずっと少ないことである。私は東大の医科学研究所長をしていた5年あまりの間は、大学紛争のせいもあるが、ほとんど自分の研究をする時間がなかった。筑波にいるときも、週に何回も東京に呼び出されていろんな会議にひきまわされた。常盤線の満員電車でゆられて吊革につかまって1時間の旅は辛かった。ときどき、事故や停電で常盤線が不通になると、ほっとしたものであった。しかし、今では富山空港から羽田まで同じく1時間、しかも必ず座ってゆくのだから楽である。大学から20分の所に空港がある。チェックインをすませてから二階のそばやさんの椅子にだまって座ると、ウェイトレスさんがこれまただまって、「立山」という銘柄の日本酒の熱燗を持ってきてくれる。いろんなおつまみはサービスである。そして、空中1時間の旅はぐっすり睡る。空港に忘れ物をしても次の日には「学長さん忘れ物だよ」と電話がかかってくる。平均して月に2、3回は東京にゆくが、私を委員にすると旅費がかかるから、本庁の会議などは何分の一かに減った。そして私が出たい会議にだけ出席することにしている。

富山のような地方都市での生活が何より有難いのは、通勤が楽で、家賃も東京の何分の一であり、水も米も魚も、ついでながら酒も旨いことである。学生さん



---

たちもこの面では大都会よりもずっと恵まれている。

私が本学に来てから、和漢薬の国際会議とか、WHOの病害虫会議、日米医学協力会議など、いくつかの国際会議を富山に招いたが、会場費や交通費など、知事におねがいすると快く出して下さる。レセプションには地元の医学にも薬学にも関係のない企業の社長さんが費用をもってくれる。県のご自慢の宇奈月温泉や立山高原にも案内してくれる。外国人参会者は大喜びである。ついでのことながら、この地方では外国人留学生を大事にして歓待してくれるので、この小さい大学にもう50名をこえる留学生がいる。彼等をときどきマイクロバスに乗せて地元の工場や企業の見学に連れていくと、必ず御馳走になり、おみやげを貰ってくる。こんなことは、大都会ではどうてい考えられないことである。

ノーベル賞が東京からは出ず、もっぱら京都出身者から出ることがよく話題になるが、私はもはや京都の時代でもないと思う。今の情報化時代には、教育や研究のうえで地方都市のデメリットがほとんどなくなり、メリットの面が次第にクローズアップされつつある。だが、私は今のままで地方大学がすぐに一流大学になれるとも思わない。独創的な研究者が地方大学から輩出するためには、まず時流におもねらず、自由で闊達な発想をもつことが必要であろうが、地方にいるととかく中央の大学のまねをして、その二番煎じ、三番煎じのような研究テーマにとりつき勝ちである。また、研究者の層が厚く、いろんなテーマに関して異なった専門分野の人たちが協力できる環境がこれからも必要だと思うが、それが地方都市ではむずかしい問題である。いろんな学会に出たり、他の大学、研究所に出

かけて教えを受けようとしても、旅費と時間がかかることがとくに若い研究者にとっての障碍となる。

もっと悪いことは、本学にはそれはあてはまらない議論であるが、地方大学の先生たちの中には、とかく研究をしようという意欲がなく、能力もないと自ら甘んじている方々がたくさんおられることである。それは少数のすぐれた能力と気魄をもっている研究者にとっても大きなブレーキになっている。こういう雰囲気の中では独創的な活動をする若者も育ちにくい。地方大学の停年が65歳というのも長すぎる。教授以外は60歳を停年とするといった制度を考えることや、教官の任用のさいに地方的な派閥が横行するのを防いで、全国的、国際的な視野から選考のできるような制度の導入が必要であろう。それから、日本では現在でも、優秀な学生は中央の大学に流れていくというムードが支配していることも地方文化の発展に大きな障碍となっている。だから、中央に流れて行った青年研究者を地方によびもどす、全国に散らばせるための努力がほしい。

もう一つ、地方大学が一流大学になるために必要なことは、何でもやろうとせずに、それぞれの大学が特徴をもつように学内のコンセンサスをつくることであろう。その意味で、たとえば本学が、和漢医薬の研究という面で国内的にも国際的にも評価される特徴をそなえていることなど、よい例であろう。

アメリカやヨーロッパでは、すぐれた大学、有名な大学が大都市にはほとんどなく、地方都市に分散している。私は、日本でも東京や京都、大阪にだけよい大学が育つという筈はないと確信している。いわゆる地方大学の人たちも、それぞれその一流化への努力と工夫を重ねていく時代が来ていると信ずる。

# 事業報告

## 諸会議議事要録

日時 昭和62年7月9日(木) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

小林、福士、菅野、久佐、井出、津田、本陣、  
佐野、出口、金築、片山、坂上、井上、保田、  
早川各委員

松井、金子、猪岡各専門委員

(大学入試センター) 堯天所長、加藤管理部長

(文部省) 伊勢呂大学入試室長

(オブザーバー) 岩元(東大)入試課長

### 第2常置委員会

丸井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、議事の関係で招請した大学入試センターの堯天所長および加藤管理部長、ならびに文部省伊勢呂大学入試室長、またオブザーバーとして特に出席の岩元東京大学入試課長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

#### 1. 中国帰国子女入学者特別選抜に関する厚生省からの申し入れについて

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

中国帰国子女入学者特別選抜については、来る秋の総会を目処に出願資格および条件等の問題について、文部省ほか関係方面と協議して検討をすすめることになっているが、このことに関連して過日、木戸厚生省援護局長から面談の申出があり、懇談した。先方の申出の趣旨は、特別選抜の推進ということと、出願資格に関す

ることであり、特に、大学入学資格に関わる修学年限の取扱いについて要請(中国においては、日本の高校に相当する高級中学卒業までの修業年限は地域によって異なるが、多くの場合は11年間である。大学入学資格について学校教育法第56条第1項は、「高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者」としているが、中国帰国子女については11年の修業年限をもって高校卒業と同等と見做して大学入学資格を付与してほしい、というもの)があった。当日は、格別結論めいた話には至らなかったが、いずれにしろ、この特別選抜に関しては、今後文部省はじめ関係方面と協議して、特別選抜についての「ガイドライン案」をまとめたうえ本委員会で審議することとしたい。

#### 2. 二段階選抜の緩和について

このことについて委員長より次のように述べられた。

「受験機会複数化」による昭和62年度の国立大学入学者選抜試験において、少なからぬ大学が第2次試験の受験者の数を制限する、いわゆる二段階選抜を実施したが、結果として、この二段階選抜による第一段階不合格者が相当数のほり、中には出願した二（三）校とも第一段階不合格となった受験生もみられ、これに対し社会から批判が起きた。二段階選抜の実施については精緻な試験を行うために止むを得ない措置であると考えるが、一方、社会の批判に耳を傾けることも必要であろう。このことに関し、国立大学内部にも、国立大学全体として何らかの基準を設定してはどうかという意見もみられるが、如何なものであろうか、この点も含めて二段階選抜の緩和についてご意見を伺いたい。

以上のように述べられたのち、得点による二段階選抜の是非、試験場借用（公立高校等）の促進、等について意見交換が行われたが、特に結論は出なかった。

### 3. 補欠（追加）合格者決定業務上の問題について

過般開催された総会において「国立大学の入学者選抜についての昭和63年度実施要領・細目」が審議決定されたが、その審議の際、同実施要領・細目に示された補欠合格者決定の要領によると、補欠（追加）合格者決定に際しいわゆる早い者勝ちが生ずる虞れがあるので、改善が図れないかどうか検討してほしい旨提起があった。このことに関し鞠谷委員（本日欠席）より配付資料のように補欠（追加）合格者決定要領についての提案をいただいたので、これについてご検討いただきたい。なお、提案の内容は大学入試センターの業務とも関連があるため、同資料についてセンターに検討を依頼している

ので、その検討結果をご報告いただくこととしたい。

ついで、加藤管理部長より、提案に対する入試センターの検討結果について説明があったのち、同案に関し意見の交換が行われた。その結果、提案の内容については、すべての国公立大学の参加が前提とされること、日程的になお検討を要する点があることのほか、入試センターの業務処理問題、等のことがあることから、今後の課題として改めて検討することとした。

### 4. 昭和63年度第2次試験の実施要領等に関する各地区説明会について

このことについて委員長より次のように述べられた。

前回本委員会（6.17）において、大学入試センターが来る7月下旬から8月上旬にかけて高校関係者を対象に全国7地区において共通第1次学力試験説明協議会を開催する折に、併せて昭和63年度第2次試験の実施要領等についての説明会を持つこととし、その説明を当該地区所在大学の委員および入試課長もしくは入学主幹に依頼することが了承された。各地区説明会の日時、会場、説明者等の一覧は配付資料のとおりであり、担当各位にはお手数を煩わすがよろしくお願い申しあげる。

次に、関連して、入試実務担当の立場から岩元東大入試課長に「昭和63年度実施要領・細目」に基づき各国立大学における入試事務上の留意点を記した文書を作成願ったので、これについて同課長よりご説明いただくこととしたい。なお、これについて特に問題がなければこれを各大学入試事務担当者に配付することをご了承願いたい。

ついで、岩元入試課長より配付の「国立大学

入学者選抜合格者決定業務マニュアル(案)について説明があり、これが了承された。

## 5. 大学入試センターの成績提供について

委員長より、共通第1次学力試験の成績提供について某大学からの照会内容(昭和63年度の共通第1次学力試験の試験教科について62年度と同様、国語、社会、数学、理科、外国語の5教科とし、社会および理科についてはいずれか得点の高い方を採点に用いることとするが、その成績提供については、合格者数の査定等の参考として利用したいので5教科全部とすることとしてほしい、というもの)について説明があり、これの取扱いについて協議を行った。

その結果、照会の件は、共通第1次学力試験の成績提供についての基本原則の一つ(入学者選抜の公平な実施の確保および入学志願者のプライバシーの保護の観点から当該大学の入学者選抜に用いる限り請求できる)に抵触するので適当でないということになり、この旨を先方に回答することとした。

## 6. 昭和64年度以降の国立大学入学者選抜についての検討のすすめ方について

このことについて委員長より次のように説明があった。

過般開催された総会において会長の提案で、昭和64年度以降の国立大学入学者選抜方法の抜本的改善に向けて、どのような形でその検討をすすめるかを協議する「準備会」を森会長、田中、熊谷両副会長、西島入試改善特別委員会委員長、それに私(第2常置委員会委員長)の5名を以って設けることとなった。その後、去る7月2日に第1回の準備会が開催され、以来検討が重ねられた結果、今後次のような段取りで

入試問題に関する討議をすすめてゆく方針を立てた。

- (1) 今後の具体的な検討は「入試問題連絡会」(略称「連絡会」)を中心に進めることとする。
- (2) 「連絡会」の構成は各地区代表大学長に準備会のメンバーを加えた12名程度を基本とする。
- (3) 8月中旬に第1回の連絡会を開催し、そこでの検討結果を各地区に持ち帰り、できるだけ早い時期にそれぞれ地区学長会議を開催していただくとともに、各大学で、学内における検討を開始する。
- (4) その結果を第2回以降の「連絡会」に持ち寄り、10月末頃までを目途に64年度入試の基本的枠組を決める。

なお、連絡会が発足しても、入試問題の具体的事項に関して検討方の要請があれば本委員会においても協力して検討を行うこととしたい。

## 7. “新テスト”についての検討状況について

委員長より“新テスト”についての検討状況について今後の見通しまで含めて堯天大学入試センター所長(大学入試改革協議会構成員、新テストに関する調査検討委員会議長)よりご説明いただくこととしたい旨要請があり、ついで同所長より概略次のような説明があった。

“新テスト”に関する審議状況については前回の委員会(6.17)の際ご報告申しあげた以後、特別進展はみられない。“新テスト”については、先に新テスト(仮称)に関する調査検討委員会が取りまとめた「新テスト(仮称)に関する当面の具体的実施案」を基に検討がすすめられることになっているが、種々の事情から

大学入試改革協議会の開催が延期になっている。しかし、近く開催されるということであり、検討を行う過程で実施案について関係諸団体等から意見を求めることになるものと思われる。

なお、“新テスト”が予定どおり昭和65年度から実施されるということになると、各国公私立大学はその2年前の63年7月頃までにこれに

参加するかどうかの意思決定をする必要がある。（試験の実施に関し重大な変更を行う場合は、できるかぎり実施2年前にその旨を公表することになっている。）

以上の説明について“新テスト”の問題を巡って、共通第1次学力試験との関係、私立大学の参加等について若干意見交換があつて本日の会議を終了した。

---

## 第2常置委員会

日時 昭和62年9月3日(木) 13:30~16:20

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

福士、菅野、久佐、前川、井出、鞠谷、津田、本陣、潮木、出口、金築、片山、坂上、保田、早川各委員

松井、金子各専門委員

(大学入試センター) 堯天所長、加藤管理部長  
(文部省) 伊勢呂大学入試室長

丸井委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

### 1. 補欠(追加)合格者決定業務上の問題について

このことについて初めに委員長より次のように述べられた。

前回委員会(7.9)において、鞠谷委員より提出された補欠(追加)合格者決定要領についての提案(入学者選抜についての昭和63年度実施要領・細目に関連して、補欠(追加)合格者決定業務上、受験生が二つの大学・学部(追加)合格した際生ずる虞れのある、いわゆる早い者勝ちを防ぐ方策)について検討した結果、提案の内容は、すべての国公立大学の参加が前提とされること、日程的になお検討を要する点があることのほか、入試センターの業務上の問題、等のことがあることから、今後の課題

として改めて検討するという結論となった。

しかし、当日は提案者である鞠谷委員が所用で欠席され、同委員から直接説明を伺うことができないこともあつて、必ずしも意を尽くした審議ができなかった嫌いもあり、本日改めて同委員から提案の説明を伺うことにしたい。

ついで、鞠谷委員より配付資料(7.9配付と同資料)をもとに63年度補欠(追加)合格者決定要領についての提案内容について説明があつたのち、これに関し意見交換が行われた。

その結果、委員長より次のように述べられ、了承された。

提案の趣旨はもつともであるが、提案のように、補欠(追加)合格者の発表期日及び入学手続開始期日を設定することを63年度からただちに全国立大学で実施することは難しいと思われる。しかし、補欠(追加)合格通知が速やかに受験生に届くことは、受験生にとっても大学側

にとっても有益になると思われるので、この旨各大学に協力方を求めることとしては如何なものか。

## 2. 昭和63年度国立大学入学者選抜における留意事項について

このことについて委員長より次のように説明があり、了承された。

各大学が学生募集要項を作成する際の参考に、前年度に引続き「昭和63年度国立大学入学者選抜における留意事項」をまとめ、これを各大学長宛第2常置委員会委員長名をもって送付したのでご了承願いたい。

## 3. 大阪府立大学工学部の入試業務の扱いについて

委員長より入学者選抜についての63年度実施要領に関し、大阪府立大学工学部については62年度と同様63年度においても入学者選抜について他の国公立大学と一部異なる扱いとなる旨説明があった。

## 4. 二段階選抜における第一段階不合格者数の集計処理について

このことについて委員長より次のように述べられた。

受験機会複数化による62年度の国立大学入学者選抜試験において、二段階選抜の第一段階不合格者数に関して、新聞等の報道が一部正確性を欠き、実情を十分伝えない面があったため、社会に誤った印象を与えた。

それで、今後そのようなことが起こらないよう63年度については、各大学および大学入試センターの協力を得て、各大学の二段階選抜の実施結果について速やかに取りまとめて報道機関

に発表できるようにしたいと思料し、大学入試センターに依頼してその集計処理計画を立案していただいたので、これについて大学入試センターから説明していただくことにしたい。

ついで、加藤管理部長より配付資料「第1段階選抜不合格者（実人数）集計処理計画(案)」について説明があったのち、委員長より同案について諮られた。その結果、格別異議もなく、これが了承された。

## 5. 大学入試に係る情報提供について

このことについて委員長より次のように述べられた。

文部省では、大学入試に関する有用な情報を受験生等に提供する事業を新たに実施したいとし、そのための経費を来年度概算要求に計上し、その準備をすすめてつづけるということである。現在、各国公立大学における教育研究内容や入試に関する情報を提供するため「国公立大学ガイドブック」が毎年刊行されているが、計画では、それらのより詳細な情報をデータベース化しながら充実を図ろうというものであり、その具体的内容について大学入試センターに検討委員会を設けて検討をすすめてゆきたいということである。

ついで、伊勢呂文部省大学入試室長および加藤大学入試センター管理部長より補足説明があった。

## 6. 昭和64年度以降の国立大学入学者選抜について

これについて委員長より次のように報告があった。

昭和64年度以降の国立大学入学者選抜方法について検討するため入試問題連絡会が設けら

れ、その第1回目の会合が去る8月18日(火)に開催された。同連絡会では入試改善特別委員会がまとめた「国立大学入学者選抜第2次試験実施の諸方式」をもとに検討を行った結果、今後、具体的入試改善案の取りまとめに向けて、取敢えず各地区学長会議を通して各大学長に次の3項目を提示して改善の方向について意向を伺うこととなった。

- ① 現行方式を基本とする改善
- ② (原則として) 全大学・学部についてA  
・B日程に分割する
- ③ その他考えられる改善案

以上が連絡会の検討状況であるが、その後、地区学長会議を開催されたところもあるようであるので、その状況からお伺いすることにしたい。

ついで、菅野(東北地区)、本陣(東海・北陸地区)、金築、坂上(中国・四国地区)各委員より、それぞれの所属地区の状況説明があった

のち、若干意見交換が行われた。

## 7. “新テスト”について

このことについて伊勢呂文部省大学入試室長および堯天大学入試センター所長より、大学入試改革協議会における「“新テスト”の実施案」取りまとめについてのその後の審議の見通し等について説明があり、意見交換が行われた。

このほか、伊勢呂大学入試室長より、昭和63年度国公私(産業医科大学)立大学入学者選抜の要点について配付資料をもとに説明があった。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に委員長より次のように述べられ、閉会した。

入試問題連絡会が発足しても本委員会の役割は従来と変るものではなく、これからも入試の具体的事項について入試改善特別委員会と連携して検討をすすめてゆくことといたしたい。

次 回 10月15日(木) 13:30~16:00

---

## 第3 常置委員会

日 時 昭和62年9月16日(水) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 山田委員長

高橋、加納、横山、中山、桧、榎木、松角各委員

小路、柳沢、小林各専門委員

山田委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

### 1. 保健管理センターの問題について

このことについて委員長から次のように述べられた。

本日配付の「保健管理センターの充実と改善に関する国立大学当局の基本的見解に関する調査御依頼について」は、小路専門委員から私宛

にきた書面であるが、これについて審議を願いたいので、まず小路専門委員からその趣旨の説明をお願いしたい。

ついで、同専門委員から概ね次のように述べられた。

保健管理センターの問題に関する本委員会のこれまでの審議の中で、各大学はそれぞれの考え方にもとづいてセンターを学内に位置付け、運営しているのではないかと指摘がなされ



ていたので、この際各大学がセンターについてのどのように評価しておられるのか、国立大学保健管理センター所長会議の改善案に対してどのような意見をもたれるのか、等の諸点についてアンケート調査を実施してはいかがかと考え、山田委員長に伺ったのが、この書面である。

ついで、これに関連して同委員から「第25回全国大学保健管理研究集会プログラム」（配付資料）について説明があったのち、アンケート案について項目ごとに詳細な説明があった。

以上の説明に関し、大要次のような意見交換があった。

○ このアンケートの内容は、センターの規則（省令）を改正して学生の厚生補導のほかに教育・研究も行い得るような施設にしたいという要望書の内容について意見を伺うような形になっているが、各国立大学にとっては、まず施設の整備や改組拡充を図る方が先決ではなかろうか。

各大学として規則改正の前に対応すべきことがあり、その積み重ねの結果、各大学合意のうえで規則改正の要望に進む方がよいと考える。

○ 学内措置で教育・研究を行っているセンターについて、その実態をきくようなアンケート項目を加えてはどうであろうか。

○ B型肝炎ウイルスの感染予防並びにエイズなど外国から侵入する種々の疾患などに対応し処理する施設としてセンターが役立つというが、果してセンターだけで対応しきれぬものかどうか疑問がある。センターでなければできないという具体的な事項のみを示した方がよい。

○ センターの状況について今まで数回アンケ

ートしているの、これらの結果を踏まえ更に深める方向のアンケートの方が有益ではなかろうか。

○ センターを医療機関として厚生省に届けていないところもあるので、その実情をセンター所長会議などで調査検討してはどうか。

○ 学生は精神科には行きたがらない。特に医学生の場合、一旦診断されると医師国家試験にも影響するので、その対応はなかなか難しい。センター側が適切な体制を整備する必要はある。

概ね以上のような意見交換があり、委員長から、本日の討議内容を踏まえてアンケート内容をもう一度練り直すよう小路専門委員に依頼があった。

## 2. 就職問題について

このことについて委員長から次のように述べられた。

昭和62年度の就職問題について各大学の状況を伺ったうえで、今月下旬に予定している昭和63年度に向けての就職問題懇談会に、当委員会としてどのような考え方をもって臨むべきかということについて意見交換したい。

なお、8月20日から9月4日までを企業説明会の期間とする試みを、本年初めて実施したので、その状況を含めて就職状況について小林専門委員から説明願いたい。

ついで、小林専門委員より概ね次のような説明があった。

本年度の就職協定は、企業説明会を始めた8月20日頃までは概ね守られているようだとの評価であったが、8月22日、23日頃からくずれてきて9月5日からの個別訪問は就職確認のよう

な形になった企業もあると伝えられている。

また、本年度の企業説明会は主として大学側が主催し、これに企業側が協力する形で開催された。

つづいて同委員から、その概要として配付資料「大学主催企業説明会実施状況調」＜単独大学主催企業説明会実施状況、共催企業説明会実施状況＞（文部省作成）、「昭和62年度就職協定に基づく大学主催による＜企業説明会＞実施状況等調」、「昭和62年度就職協定に基づく大学主催による＜企業説明会＞実施状況等のアンケート調査結果（補遺）」（以上、就職問題連絡協議会作成）について詳細な説明があり、今後の検討課題の一つは、企業説明会の開催時期ではなからうか、との付言があった。

以上の説明につづいて、各委員より概ね次のような報告及び意見交換があった。

- 今年度の就職状況をみると、学生が就職に関する情報に動かされすぎた傾向がある。
- 企業説明会は、地域によっては企業側の関

心が強かったように見受けられた。

- 種々の状況からみて、本年度の就職問題について改善すべき点は改善しながら、来年度は期日の面で今年の方法を踏襲せざるを得ないのではないかと思う。
- 今回の企業説明会の評価であるが、説明会の出席者と来年3月の学生就職状況を照合してみると答が自ずからでてくるのではなからうか。
- 国家公務員採用試験の期日が問題にされるが、これは、資格試験であるという受け止め方をしている。各省庁の訪問についても9月5日以降にすることを各省庁人事担当課長会議で申し合せており、説明会は企業と同様に8月20日から9月4日の間に行っている。以上のような報告、意見交換があったのち、委員長から、本日は昭和63年度の就職問題に向かって最初の懇談を行ったが、次回引き続き意見交換したい旨の発言があり、本日の議事を終了した。

---

日時 昭和62年7月8日(水) 13:30~16:50

場所 国立大学協会会議室

出席者 西島委員長

井出副委員長

藤井、山田、田中、丸井、松井、新野、細川、

池田、添田、高橋各委員

(大学入試センター) 堯天所長、加藤管理部長

(文部省) 伊勢呂大学入試室長

(オブザーバー) 岩元(東大)、大内(京大)各入試課長

---

## (第48回) 入試改善特別委員会

西島委員長主宰のもとに開会。

〔議・事〕

### 1. “新テスト”について

このことについて委員長より次のように述べ

られた。

本委員会では“新テスト”の問題について、大学入試改革協議会（臨教審の「教育改革に関する第一次答申」を承けて文部大臣裁定により60年7月設置）が昨年4月、大学入試改革に関

する「中間まとめ」を公表した段階で、これに対する本委員会としての見解（“新テスト”について、共通第1次学力試験改善の延長線上にあるものとして受け止める旨を趣旨とする内容。理事会（6.13）および総会（6.18）で了承）を取りまとめ、以来これまで種々検討を重ねてきた。

大学入試改革協議会は、「中間まとめ」について関係各方面からの意見を踏まえて「まとめ」として成案を得て、これを文部省に提出した（61年7月）。これに対して、文部省は「まとめ」に述べられている“新テスト”の実施に関する具体的問題についての調査検討を大学入試センターへ依頼した。これを承けて、大学入試センターは、「新テスト（仮称）に関する調査検討委員会」を設置して（61年9月），“新テスト”の具体的問題の検討をすすめ、今年2月、「新テスト（仮称）に関する当面の具体的実施案について（試案）」を、つづいて3月には「同実施案」を取りまとめて文部省に提出した。そして現在、大学入試改革協議会において“新テスト”実施案の最終的な取りまとめのための検討がすすめられつつあるところである。

この間、本委員会は61年11月に開催された総会に“新テスト”構想に関する本委員会におけるこれまでの検討結果と見解を取りまとめのうえ報告した。

また、その後、調査検討委員会より本年2月に「実施試案」が提示された段階で、これについて各大学の意向を照会した。これに対し28大学（学部）から回答があった。配付資料の[「新テスト」（仮称）に関する当面の具体的実施案に対する意見のまとめ]は寄せられた意見を項目別に整理したものである。

以上のように述べられたのち、同資料につい

て説明があった。

次に、委員長の要請で堯天大学入試センター所長より、“新テスト”に関する審議状況について概ね次のように説明があった。

去る4月28日、大学入試改革協議会が開催された。当日は、初めに各関係団体における“新テスト”についての検討状況について、各団体に所属する委員の方々から報告があったのち、調査検討委員会から、“新テスト”の「実施案の中身について詳細に説明を行い、意見を交換した。

次回以降、「実施案」について、両論を併記した「試験時間割および出題教科・科目等」の事項を含めて、さらに検討をすすめてゆくこととしている。

以上の説明ののち、委員長より、“新テスト”の問題についての今後の審議のすすめ方についてご意見を伺いたい旨述べられ、これについて次のような意見交換が行われた。

- “新テスト”の試験問題作成への高校教員の参加の是非ということについて、高校側はどのような意向であろうか。
- 高校関係者の間では高校の教員が“新テスト”の問題作成に加わることは消極的なように窺える。
- “新テスト”が持つ性格には「高校教育における学習の達成度を判定」する面と「大学教育に必要な基礎学力を判定」する面の両面が重なっていると思う。試験問題の作成に高校の教員を加えるかどうかということについては、両者のいずれの方にウェイトを置くかによってその答えは違ってくるのではなかろうか。
- “新テスト”で、いかなる能力や資質を評

価値しようとするのか、その評価の対象となるのが「大学教育に必要な基礎学力」であり、その評価の方法が「高校教育における基礎的・基本的な内容に関する学習の達成度を評価する」ことである。つまり、「大学教育に必要な基礎学力の有無をみる」ことが“新テスト”の目的であって、「高校教育における学習の達成度をみる」のが、その手段ということになる。

- 共通第1次学力試験はその目的を「主として、高校段階における一般的・基礎的な学習の達成の程度を判定する」こととしているのに対し、“新テスト”はその実施案に「高校における基礎的・基本的な内容に関する学習の達成度を評価することにより大学教育に必要な基礎学力の判定に資する」となっていて、“新テスト”の目的ということが明確に記述表現されている。
- 共通第1次学力試験と“新テスト”との両者の関係について、何が同じで、また何が異なるのか、本委員会として一度基本に立ち返って検討を行っておく必要があるのではなかろうか。
- “新テスト”について、昨年春の総会で、国大協として「共通第1次学力試験改善の延長として受け止める」ことが合意されている。しかし、入試改革協議会においては“新テスト”の中身について共通理解が得られているのであろうか。
- “新テスト”について、その試験問題の作成については大学入試センターで行って、採点処理等それ以後の入試業務については各大学で行うというようにすることは考えられないか。
- “新テスト”に国・公・私立を併せて多種

多様な大学が参加するとなれば、その試験問題は共通第1次学力試験のように単一の試験問題によるのではなく、難易差をつけた複数の試験問題が必要になるのではなかろうか。

- 調査検討委員会が“新テスト”について中間的にまとめた「実施試案」について各大学に意向を伺って、国立大学の意見がその後の「実施案」のまとめの中のできるかぎり反映されるように努めたが、調査検討委員会から「実施案」が答申されて、既に大学入試改革協議会の方にその検討の場が移ったので、今後は大学入試改革協議会の審議にどのようにして本委員会の意見が反映できるか、検討する必要がある。
- “新テスト”の試行についての検討状況はどのようなであろうか。
- 調査検討委員会では、試行テストに関し専門委員会を設けてこれまで3回会議を開催し、試行テストの趣旨、内容、規模等について検討をすすめているところである。
- 大学入試改革協議会では調査検討委員会がまとめた「実施案」をもとに検討をすすめ、この夏を目処に同協議会として「実施案」を取りまとめたいたいとしているが、“新テスト”を予定どおり昭和65年度に実施するとすると、その2年前の63年7月には「実施大綱」などを示して実施の予告をしておく要があり、また、同時に各大学は新テスト参加の意思表示をする必要がある。しかし、いずれにしても入試改革協議会から「実施案」が提示されないと各国・公・私立大学とも“新テスト”についての検討もすすめにくいと思われる。
- 国・公・私立大学を含めて“新テスト”への参加大学が広がれば、その試験問題のレベ

ルの程度ということが問題となるであろう。試行テストを実施するについては、この点も詰めておかなければならない。

- “新テスト”について、レベルの異なる複数の試験問題を出題するかどうかということも検討事項の一つではあるが、これについては、現行共通第1次学力試験の問題のレベルより下げるべきでないという意見があり、また、レベルの異なる出題は大学の序列化にもつながりかねないとの危惧から賛成できないという意見もある。

概ね以上のような意見交換があったほか、堯天大学入試センター 所長より、雑誌「教職研修」掲載の同所長執筆の「「新テスト」(仮称)の問題点と仮説的私見」をもとに“新テスト”の問題点等について意見の開陳があった。

## 2. 昭和64年度以降の国立大学入学者選抜試験の在り方について

過般本委員会および第2常置委員会で取りまとめた「国立大学入学者選抜についての昭和63年度実施要領」および「実施細目」の両案について、去る5月27日開催した理事会において審議を行った結果、基本的了承が得られ、6月の総会でいずれも異議なく承認された。

ところで、同総会において、昭和64年度以降の国立大学入学者選抜試験の在り方について、早急に検討を開始することが決められ、そのため取敢えずその審議のすすめ方について協議する「準備会」を設けることとなった。そして、森会長、田中、熊谷両副会長、丸井第2常置委員会委員長、それに私を加えて5人による構成で「準備会」が発足し、去る7月2日にその第1回の会合が開催された。当日私は所用があっ

て欠席したが、後日会長より、その協議に基づいてまとめた次のような方針で臨む意向である旨連絡を受けた。

- 昭和64年度の入学者選抜試験の実施に向けて、できれば今年秋の総会において基本的な大枠を決め、その範囲内で各大学が工夫し来年春の総会で具体的な複数化の在り方を決定する。
  - そして、これの検討をすすめるためには各大学の意向が速やかに反映される必要があるので、準備会のメンバーに加えて各地区より地区代表大学長1名乃至2名をもって構成する「入試問題連絡会」(略称「連絡会」)を設けて各大学と連絡をとりながら具体的な検討をすすめてゆく。
  - 第1回の「連絡会」を8月中旬に開催し、そこでの検討結果をもとに地区ごとに地区学長会議を開催し検討するとともに関連の深い大学間の協議も行い、同時に各大学でも検討を開始する。
  - 各大学および各地区学長会議の意向を「連絡会」にフィードバックしながら、10月末頃を目処に基本的な枠組みを決め、それを秋の総会に提案する。
- については、本委員会として、64年度以降の国立大学入学者選抜試験に関する検討についてどのように取りすすめてゆくべきかご意見を伺いたい。

これについて「連絡会」と本委員会との関係のあり方を含め種々協議が行われた結果、本委員会としては、これまで検討をすすめてきた、入学者確定の方法(いわゆる「合格者調整方式」、「事前選択制」)、複数の受験機会の実施方式(いわゆる「分離案」、「連続案」)、および複数化方法(いわゆる「各大学・学部」のA・B分

割]、「ゾーン方式」等について、それぞれ問題点等を整理し、これを「連絡会」における論議の対象として会長に提示するとともに、「連絡会」と密接な連携を保ちつつ、当面具体的な問題について検討を行うのがよいのではなかろうかということになった。

なお、審議に関連して、松井委員より、同委員作成の「昭和64年度以降の国立大学入学者選抜の改善に関する検討課題」および永田委員作成（本日欠席）の「昭和64年度入試試案（骨子）」についてまた、丸井委員より、一橋大学勝田法学部長作成の「複数化の方途」について、それぞれ配付資料をもとに説明があった。

以上の協議のほか、委員長より、委員長として就任以降今総会までの入試改善特別委員会の会議資料等をまとめた冊子（委員長の許で編集作製）について説明があった。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に委員長より次のように退任の挨拶が述べられた。

本委員会の委員長は副会長が兼ねる慣例となっているが、先の理事会で私の副会長の職が任期終了となったので、会長のご了承も得て本日をもって委員長を退任することとなった。委員長在任中、委員各位には種々ご協力を賜わり深く感謝申しあげる。

---

## （第49回） 入試改善特別委員会

日時 昭和62年8月17日(月) 13:30~17:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 森会長、熊谷委員長、井出副委員長  
藤井、山田、天野、田中、川井、丸井、永田、  
松井、元木、新野、細川、添田、高橋各委員  
(大学入試センター)加藤管理部長  
(文部省)伊勢呂大学入試室長  
(オブザーバー)岩元(東大)、伊藤(阪大)各入  
試課長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より委員長就任の挨拶があり、本日特別出席の森会長並びにオブザーバーとして出席の伊勢呂文部省大学入試室長、加藤大学入試センター管理部長及び岩元(東大)、伊藤(阪大)両入試課長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

### 1. 委員の補充等について

このことについて委員長より次のように諮られた。

有江北海道大学長、飯島名古屋大学長、池田

和歌山大学長の3学長には、学長退任に伴わない本委員会委員も退任され、現在本委員会の構成委員に欠員が生じているので、この際その補充をいたしたいと考える。ついては、後任としてそれぞれ伴北海道大学長、川井一橋大学長、元木大阪大学教授(人間科学部)にお願いすることとしてはいかがであろうか。

この委員長の提案について協議した結果、異議なく承認するとともに、次回の理事会に諮って追認を得ることとした。(新委員出席、紹介)

なお、委員長より、井出千葉大学長には引き続き副委員長をお願いした旨報告があった。

## 2. 「入試問題連絡会」設置の経緯と入試問題に関する今後の討議のすすめ方について

初めに、会長より挨拶があり、「連絡会」設置の経緯等についておおむね次のように述べられた。

昭和62年度より受験機会複数化による国立大学入学選抜試験を実施したが、この受験機会複数化に対し国大協内部を含め各方面からさまざまな評価、批判があった。その中で最も問題とされた点はA・B組み分けに関するものであったことは否めない事実であろう。

もともと、入試問題全般については本委員会および第2常置委員会で審議願ってきたが、具体的なA・B組み分けの作業は会長の手元で行った事情もあり、その責任からも、また、社会一般の反響として、国大協に対して新たな対応が求められている状況にあることも考え合わせ、昭和64年度入試の検討を如何なる形で行うかを議するため、「準備会」を設けることを先の第80回総会にお諮りしたところ、その了承が得られた。

その後、準備会（会長、両副会長、入試改善特別委員会委員長、第2常置委員会委員長をもって構成）を開催し、今後の検討の進め方等について協議を行った結果、準備会を発展的に解消して、各地区代表大学長に準備会メンバーを加えて構成する「入試問題連絡会」（略称「連絡会」）を発足させ、具体的な検討を進めることとした。

以上のような次第で連絡会が発足することとなったが、その発足後も入試改善特別委員会の役割は基本的に従来と変わるものではなく、今後は連絡会との連携を密にして、今まで同様入試問題の審議を進めて下さるようお願いする。

（会長退席）

ついで、委員長より、入試問題に関するその後の経過と今後の検討の進め方について、配付資料に基づいて説明があり、さらに添田委員よりこれに関連する提出資料の説明があったのち、連絡会との関係をはじめ今後の審議の進め方について種々意見の交換が行われた。

その結果、本委員会の役割は従来どおりであり、連絡会に対しては必要に応じてこれを支援することとした上、連絡会、第2常置委員会、本特別委員会三者それぞれの果たすべき役割分担を確認するため、配付資料「入試問題に関するその後の経過と今後の検討の進め方について」（案）を一部修正の上、明日開催される連絡会に参考資料として提出し、委員長が本日の論議を踏まえて本特別委員会の見解を示して了解を求めることとなった。

なお、関連して、先の総会で承認を得て発足した「準備会」を発展的に解消して「連絡会」に移行させることについては、少なくとも理事会の承認を要するのではないかという意見があり、これを会長に伝えることとした。

## 3. 国立大学入学選抜第2次試験実施の諸方策について

このことについて委員長より次のように述べられた。

今後、昭和64年度以降の国立大学入学選抜の在り方の具体的な検討を進めていくために、その討議資料として、取り敢えず、本委員会がこれまでに検討を行ってきた第2次試験の「受験機会複数化」実施の諸方式について整理した資料を作成しておきたいと考え、過日、天野、永田、松井、細川各委員に依頼し、委員長も加わって検討のうえ配付のような資料をまとめた。

この資料について、作成された委員に説明願った上で率直なご意見を伺いたい。

ついで、永田、松井、細川各委員より、配付資料「国立大学入学者選抜第2次試験実施の諸方式」等に基づいて、①試験日程については、現行の連続方式のほか分離方式、ゾーン方式、②組み分けについては、現行方式のほか全大学・学部でのA・B分割方式、③入学者確定方法については、現行の事後選択制のほか事前選択制又は合格者調整方式、並びに、それらの組合せとそれぞれの特徴及び問題点について説明があ

り、これらの資料をもとに種々意見交換が行われた。

その結果、試験実施方式についての統一的意見をまとめることなく、配付資料「国立大学入学者選抜第2次試験実施の諸方式」および「合格者調整方式(仮称)について」を明日開催される第1回の連絡会に討議資料として提出するとともに、委員長より本日の論議の模様を説明することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## 大学院問題特別委員会

日 時 昭和62年9月28日(月) 15:00~17:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 本陣委員長

藤井、前川、関、喜多、津田、太田、熊谷各委員  
下沢、宇賀治、伊藤、遠藤、後藤各専門委員

本陣委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より新たに就任された後藤専門委員(金沢大学事務局長)の紹介があった。

〔議 事〕

### ◎ 今後の課題について

これについて委員長より次のように述べられた。

本特別委員会では、前委員長の時代に「旧設大学院の改善について」(60.11)、「国立大学大学院の現状と今後のあり方」(61.6)、「同その2」(62.6)の3つの報告書をまとめられたので、大学院問題はこれによって大体尽くされていると思うが、最近の大学院構想の動向をみるに、次のような大学院創設の動きがある。

その1つは、国立大学共同利用機関を母体とする「総合研究大学院(仮称)」の創設

その2に、先端科学技術大学院(石川・奈良)

の創設

それから、ある大学では新しい形の大学院構想もあると伺っている。

これらの新しい形の大学院が今後どのような方向で進められていくのか、よく見守っていかなければならない問題があらうかと思う。そのほか、旧設の大学院、新設の大学院、総合大学院、連合大学院の整備充実を図ることは勿論のことであり、更に大きな問題と考えられるのは、未だ修士課程も設置されないままに置かれている大学・学部があるということである。このような状況にあるということから本特別委員会としては、今後もこれらいろいろな問題を慎重に検討して、できるだけ各大学の要望に添えるよう努力していきたいと考えている。

このように述べられたのち、概ね次のような意見の交換があった。

○ 学位の問題についてであるが、学術博士と



専門分野の博士との問題が、未だはっきりしていないようであるが、これについてはどのように考えていけばよいのだろうか。

- 学術博士の問題は、もう少し様子を見てから考えていくということにしてはどうだろうか。検討をするとしても現段階では少々困難である。
- 教員養成系の大学院設置の問題であるが、修士課程が設置されてから20数年を経過しているのに、現在19大学に設置されただけであり、またこれら修士課程を卒業したものが博士課程に進学しようとしても旧設大学の大学院に入学するより途はない。これはご承知のように非常に狭い門である。このような教員養成系の学部の状況であるので、今後も継続して大学院問題の解決に努力していただきたい。
- 本特別委員会は、最近3つの報告書をまとめて公表したことであるので、次のようなことを考えてはいかがであろうか。

その1つは、最近の報告書で、一体大学院とは何かということで制度上、財政上、あるいは中身についても一応指摘しているつもりである。従ってこれに対して各大学ではこの報告書の内容についてどのように受け止めているのか調査してみたいはいかがであろうか。

その2としては、現在新しい形で創設されようとしている、例えば国立大学共同利用機関を母体とした大学院などの場合、これは非常に優れた研究施設が完備されているわけである。そして、これに学位授与権が与えられるということになると、従来の大学院はどのようになるかという問題が少々気になるところである。

その3として、財政上の問題であるが、例

えばそのような大きなところが出来て、相当の予算がそちらの方に廻されるということになると、そのことによってこれから各大学に大学院を設置したり、整備したりする点において非常に影響が出てくるのではなかろうかと思われる。

- 本特別委員会の報告書について、各大学の感触を伺うということには賛成であるが、それと同時に一度文部省の考えを伺うことにしてはいかがであろうか。新しい大学院の中身についても伺いたいところである。

概ね以上のような意見の交換があり、最後に委員長より本日の総括として次のように述べられた。

本日いろいろと問題点を指摘していただいたが、その要点をまとめれば次のような点ではなかったかと思う。

#### ① 学位の問題について

この問題については、もう少し様子を眺めてから検討することにしたと考えている。

#### ② 本特別委員会の報告書に対する各大学の意見調査について

これについては、今直ぐというわけではないが、専門委員の方々にお願いして、アンケートの形式、また、その設問をどうするかというようなことを、一応次回までに考えておいていただくことにする。

#### ③ 文部省に大学院に対する考え方の説明をきくことについて

新しい大学院の構想、あるいは本特別委員会の報告書に対する意見等について文部省に伺う件については、差し当たり、文部省の意向をきいたうえで検討することとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

# 諸 会 合

昭和62年7月～8月

- |          |       |   |
|----------|-------|---|
| 7月2日(木)  | 13:30 | 準備会   |
| 7月8日(水)  | 13:30 | 入試改善特別委員会                                       |
| 7月9日(木)  | 13:30 | 第2常置委員会   |
| 7月17日(金) | 10:30 | 準備会   |
| 8月17日(月) | 13:30 | 入試改善特別委員会                                       |
| 8月18日(火) | 11:00 | 入試問題連絡会   |
| 8月26日(水) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会専門委員会                              |
| 9月3日(木)  | 13:30 | 第2常置委員会   |
| 9月10日(木) | 14:30 | 昭和64年度入試に関する懇談会(報道機関11社の論説委員及び民間放送5社の教育関係解説担当者) |
| 9月11日(金) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会専門委員会                              |
|          | 13:30 | 第4常置委員会小委員会                                     |
|          | 15:00 | 昭和64年度入試に関する懇談会(都道府県教育長協議会)                     |
| 9月16日(水) | 13:30 | 第3常置委員会   |
| 9月24日(木) | 14:00 | 昭和64年度入試に関する懇談会(公立大学協会)                         |
| 9月25日(金) | 10:00 | 昭和64年度入試に関する懇談会(日本私立中学高等学校連合会)                  |
| 9月28日(月) | 13:30 | 昭和64年度入試に関する懇談会(全国高等学校長協会)                      |
|          | 15:00 | 大学院問題特別委員会                                      |

# 要 望 書

## 人事院勧告の取り扱いに関する要望書

昭和62年10月7日

国立大学協会会長

森 亘

労働基本権制約の代償措置として導入された人事院の給与勧告制度が、国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現に大きく寄与しているのは周知の事実である。

昨年は、関係者の努力により、勧告どおり給与の改定が行われ、これにより各大学においても職員の勤務意欲の向上や、労使の信頼関係の保持等の点で好ましい影響がもたらされており、今年度の勧告の完全実施に対する期待には更に大きなものがある。

もとより、当国立大学協会は、国の財政が極めて厳しい状況におかれていることも十分に承知しているところであり、過去数次にわたる定員削減について協力する等行政経費の節減抑制についても不断の努力を重ねているところである。

先般、臨時教育審議会から教育改革に関する最終答申がなされ、21世紀を目指す教育改革の一環として、高等教育及び学術研究の積極的推進が重要課題とされている。これらの課題への積極的な取り組みを期待するためにも、大学教職員の適切な処遇を確保することが必要であり、このことがひいては優秀な人材を確保し、将来にわたる我国の高等教育及び学術研究の進展に寄与するものと確信する。

上記の理由により、国立大学協会は、本年度においても昨年と同様に人事院勧告が、完全に実施されることを強く要望する次第である。

(要望書提出先：文部大臣  
大蔵大臣  
総務庁長官)

# 資 料

## 国立大学協会会則

昭和40. 4. 1  
制 定  
最近改正 昭和46. 6. 23 第48回総会

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、国立大学協会と称する。

(組 織)

第2条 国立大学協会（以下「協会」という。）は、国立大学を会員として組織する。

(主たる事務所)

第3条 協会の主たる事務所は、東京都文京区本郷7丁目3番1号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力をはかることにより、その振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国立大学の振興につき必要な調査研究
- (2) 研究及び教育における大学相互の協力援助に関し必要な事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか協会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員の代表

(会員の代表)

第6条 協会において、会員たる国立大学を代表する者は、当該大学の学長又は学長の職務を行う者

とする。

- 2 前項の規定により大学を代表する者（以下「代表者」という。）に事故があるときは、そのつど当該大学の指定する教員が、代表者の任務を行うことができる。

## 第4章 機 関

### 第1節 総 会

（総会の組織）

第7条 総会は、会員の代表者をもって組織する。

（協会の意思の決定表示）

第8条 協会がその意思を決定し又は表示する場合は、総会の議によらなければならない。ただし、緊急の必要があり総会を招集するいとまがない場合においては、理事会の議により、これを行うことができる。

- 2 前項ただし書の規定によってなされた措置については、次の総会においてその承認を得なければならない。

（総会の招集）

第9条 総会は、会長が招集する。

（定例総会）

第10条 定例総会は、毎年2回招集するものとする。その時期は6月及び11月を常例とする。

（臨時総会）

第11条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

- 2 会員総数の8分の1以上の大学から、議題を示して要求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

（議 長）

第12条 会長は、総会の議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、会長の指名する副会長が議長の職務を行う。
- 3 会長及び副会長ともに事故があるときは、総会において、理事の中から議長の職務を行う者を定める。

（定足数及び表決）

第13条 総会は、会員総数の半数以上の代表者が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

- 2 総会の議事は、特別の定めのある場合を除き、出席代表者の過半数をもって決する。

3 議長は、表決権を失わないものとする。

(議事運営に関する事項)

**第14条** この会則に定めるもののほか、総会の議事運営に必要な事項は、議長が総会に諮って定める。

## 第2節 理事及び理事会

(理事)

**第15条** 協会に、理事21人を置く。

2 理事は、総会において互選された大学の代表者をもってあてる。

(理事の任期)

**第16条** 理事の任期は、2年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 同一の大学の代表者が引き続いて理事となることは、妨げられないものとする。

3 理事がその任期中に当該大学の代表者でなくなったときは、当該大学の後任の代表者が理事となる。その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

**第17条** 理事会は、理事及び各常置委員会の委員長をもって組織する。

2 理事会は、協会の運営に関する事項を処理する。

3 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

4 第12条第2項及び第3項の規定は、理事会の議長に準用する。

(定足数及び表決)

**第18条** 理事会は、理事及び各常置委員会の委員長の総数の半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(常務理事会)

**第19条** 常務理事会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 会長及び副会長

(2) 各常置委員会の委員長

2 常務理事会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 協会運営の常務に関する事項

(2) 総会又は理事会の委任にかかわる事項

3 常務理事会において処理した事項は、次の総会又は理事会において、報告をしなければならない。

### 第3節 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第20条 協会に、会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 3 会長又は副会長は、理事としての任期が満了したときは、その地位を失う。
- 4 会長又は副会長が辞任し、又は大学の代表者でなくなったときは、第2項の規定により、会長又は副会長を定めるものとする。

(会長及び副会長の職務)

第21条 会長は、協会の会務を総括し、協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を行う。

### 第4節 委員会

(常置委員会)

第22条 協会の事業に関する事項を分担して調査研究するため、総会の定めるところにより、若干数の常置委員会を置く。

- 2 常置委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総会において選出された大学の代表者 若干名
- (2) 理事会が国立大学の教員の中から選任した者 若干名

- 3 常置委員会の委員の任期は、2年とする。
- 4 第16条第2項及び第3項の規定は、大学の代表者たる常置委員会の委員に準用する。

(特別委員会)

第23条 臨時に特別の事項を調査研究するため必要があるときは、理事会の議により特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会の委員は、理事会が選任する。この場合においては国立大学の教員を委員に加えることができる。

(委員長)

第24条 委員長は、委員会において委員の互選により定める。

- 2 委員長は、総会において、その委員会の担当事項について報告をしなければならない。
- 3 特別委員会の委員長は、理事会に出席し、その委員会の担当事項について意見を述べることができる。

(定足数及び表決)

第25条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(専門委員)

**第26条** 委員会は、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

(臨時の委員および専門委員)

**第26条の2** 委員会において、特別の事項を審議するため特に必要があるときは、理事会の議により国立大学の元教員を臨時委員又は臨時専門委員とすることができる。

(小委員会)

**第27条** 委員会は、特定の事項を処理するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

(教員の意見陳述)

**第28条** 国立大学の教員は、協会の事業に関して協会に対し意見を述べることができる。

2 前項の意見は、文書で提出するものとする。

3 意見が協会に提出されたときは、会長は、これに関係のある事項を担当する委員会に回付するものとする。

4 前項の規定により、意見の回付を受けた委員会は、必要があると認めるときは、口頭によってその教員の意見を聴取することができる。

## 第5節 大学運営協議会

(大学運営協議会)

**第29条** 協会に、大学運営協議会を置く。

2 大学運営協議会の組織及び運営については、別に定める。

## 第6節 監事

(監事)

**第30条** 協会に、監事2人を置く。

2 監事は、総会で互選された大学の代表者をもってあてる。

(監事の任期)

**第31条** 監事の任期は、2年とする。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、監事に準用する。

3 監事が常置委員会の委員長になったときは、監事の地位を失う。

(監事の職務)

**第32条** 監事は、協会の会計及び会務執行の状況を監査する。



2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

## 第5章 会 計

(会計年度)

第33条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第34条 協会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第35条 会員は、総会の定める基準に従って理事会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(予算及び決算)

第36条 協会の予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。

## 第6章 事 務 局

(事務局及び事務職員)

第37条 協会に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局次長、主事及び事務職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括する。
- 4 事務局次長は、会長及び事務局長の命を受け、事務局長を補佐して事務局の事務を処理する。
- 5 主事は、会長、事務局長及び事務局次長の指揮を受け、事務局の事務を処理する。
- 6 事務職員は、協会の庶務に従事する。

## 第7章 会則の変更

(会則の変更)

第38条 この会則は、総会において、会員総数の3分の2以上の代表者の同意がなければ変更することができない。

附 則

- 1 この会則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 国立大学協会会則(昭和25年7月13日施行。以下「旧会則」という。)は、廃止する。

- 3 この会則施行の際現に在任する会長，副会長，理事，監事及び常置委員会の委員は，次項の規定により後任者が選任されるまで在任するものとする。
- 4 この会則施行後最初の総会において，理事，監事及び常置委員会の委員の選任をしなければならない。
- 5 この会則施行の際現に在任する特別委員会の委員は，別段の措置がなされない限り，引き続き在任するものとする。
- 6 第22条第2項第2号の委員の数は，当分の間，同項第1号の委員の数の3分の1以内とする。
- 7 この会則施行の際現に設置されている常置委員会は，第22条第2項第2号の委員が選任されるまでの間，従前の例により，その任務を行うことができる。
- 8 旧会則の規定によりなされた措置は，別段の定めがなされない限り，その規定に対応するこの会則の規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則

この会則は，昭和46年6月23日から施行し，同年7月1日から適用する。

((昭和46. 6. 23改正))

# そ の 他

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
図書館情報大学	町田 貞	藤川 正信
長岡技術科学大学	斎藤 進六	管野 昌義
九州工業大学	井上 順吉	迎 静雄

### ○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
入試改善特別委員会	西島 安則 (京都大学長)	熊谷 信昭 (大阪大学長)

### ○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
医学教育に関する特別委員会	飯島 宗一 (名古屋大学長)	川井 健 (一橋大学長)
〃	脇坂 行一 (滋賀医科大学長)	佐野 晴洋 (滋賀医科大学長)
〃	石神 兼文 (鹿児島大学長)	井形 昭弘 (鹿児島大学長)
教員養成制度特別委員会	池田 芳次 (和歌山大学長)	森 主一 (滋賀大学長)

### ○ 専門委員の解任

(委員会)	(前 任)
第 5 常置委員会	光田 明正 (東京外国語大学事務局長)

## 編集後記

- \* 秋の色も次第に深まり、朝夕はめっきり冷え込みを感じる頃となりました。定例の秋の総会を間近かに控え、諸会議もふえて、事務局一同目下多忙な日々を送っております。
- \* 本号の巻頭エッセーには、佐々富山医科薬科大学長の“地方大学の時代は来るか”を掲載することができました。ご多忙のところご寄稿くださった先生の御厚意に対し深く感謝申し上げます。
- \* 最近、国大協の会則について各大学からの問い合わせが多くなりましたので、資料として「国立大学協会会則」を載せました。
- \* 向寒の折柄、各位の一層のご自愛をお願い申し上げます。 (H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

	昭和62年11月7日	印刷
	昭和62年11月10日	発行 (非売品)
会	報	第118号
		(第37巻第4号 通巻第118号)
編集兼 発行者	平	間 巖
発行所	国立大学協会事務局	
	郵便番号 113 (東京大学構内)	
	東京都文京区本郷7丁目3番1号	
	電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)	
	03 (813) 0647	

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社

## 国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1 常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
  - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
  - 第3 “ （学生の厚生補導）
  - 第4 “ （教職員の待遇改善）
  - 第5 “ （大学間の協力）
  - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 図書館特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
  - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会